

諸外国の相続・贈与税、事業承継税制等 (未定稿)

平成26年3月
中小企業庁

主要国における事業承継関連制度等の概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
課税方式	法定相続分課税方式(併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率～最高税率	10%～55% ※8段階(2014年～)	18%～40% ※12段階	40%	5%～45% ※7段階	7%～30% ※7段階
相続税課税割合(課税件数/死亡者)	4.1%	0.1%	2.8%	14.5%	12.78% (課税件数は相続人1人につき1件とカウント)
基礎控除等 ※邦貨換算レートは、1ドル=95円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成26年1月)	3000万円+法定相続人×600万円 (2014年～) ※配偶者に係る税額軽減措置	配偶者:免税 基礎控除:500万ドル(約4.75億円) ※インフレ調整あり	配偶者:免税 基礎控除:32.5万ポンド(約5233万円)	配偶者:免税 子(直系血族):10万ユーロ(約1350万円)	配偶者:剰余調整分+€500,000(約6750万円) 子:€400,000(約5400万円)
事業承継に係る主な相続税負担の軽減措置	<u>非上場株式等に係る納税猶予(事業承継税制)</u> ○非上場株式、持分の2/3に達するまでの部分について評価額の80%の納税を猶予 <u>小規模宅地特例</u> ○個人の所有する特定事業用宅地(土地)は80%評価減	<u>※Qualified Family owned Business</u> ○廃止?(IRSのwebサイト情報)。 ○現在は、Qualified Family Farmについては、課税評価額から107万ドルまで控除される制度がある模様。	<u>Business Property Relief(BPR)</u> ○非上場株式、出資持分は100%評価減、個人が持つ土地、建物、工場、機械は50%評価減 <u>Potentially exempt transfers(PET)</u> ○生前贈与をしてその後7年間贈与者が生存している場合、生前贈与分は基礎控除を超えていても相続税が課されない。	<u>デュウルレイユ法ほか</u> ○株式、持分、事業用資産(ヨットなど奢侈資産を除くB/S上の資産全部)を対象に75%評価減 ※2005年に拡充	<u>Erbschaftsteuer und Schenkungsteuergesetz(相続・事業承継法)</u> ○非上場株式、事業用資産、農林業用資産を対象に85%の評価減(残り15%については45万€までは負担が漸減する控除制度あり)
遺留分制度	あり	なし	なし	あり	あり

(備考)

1 フランスの税率は、直系血族の税率、ドイツの税率は、配偶者、子供等(クラスI)の税率によった。

2 アメリカは、一旦遺産税の課税が停止されていたが、2011年から復活している。

3 ドイツの剰余調整分とは、死亡配偶者の婚姻中の財産増加分が生存配偶者の財産増加分を上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額を非課税とする制度

4 軽減措置の名称は、一般的な名称がある場合は当該名称、特別な場合には法律名を列記。

5 課税割合は、日本は人口動態統計、国税庁統計年報書の2011年のデータから、アメリカは2008年の死亡者数(US census bureau webサイト)と2012年の相続申告件数(IRSwebサイト)のデータ、イギリスはHMRCwebサイトの2010年～2011年のデータ、フランス、ドイツは「諸外国における事業承継税制」における2010年のデータ(フランスは2009年)。

(出典) IRSwebサイト、US Census Bureau webサイト、HMRCwebサイト、International Estate and inheritance Tax Guide 2013 (Ernst & Young)、「わが国と主要国における事業承継税制の比較検討調査報告書」(2013/3 全法連)、「諸外国の創業支援及び事業承継に係る税制等の実態調査」(2013/2 新日本監査法人(中企庁委託調査))、「諸外国における事業承継税制」(2012/9 税理)

総税収(国税)に占める相続税・贈与税の税収割合

		日本 10億円	アメリカ 100万ドル	イギリス 100万ポンド	フランス 100万ユーロ	ドイツ※ 100万ユーロ
2011年	総税収(国税)	45,175	1,512,333	407,616	290,210	510,395
	相続税・贈与税収	1,474	9,625	2,903	8,669	4,246
	割合	3.2%	0.6%	0.7%	3.0%	0.8%
2005年	総税収(国税)	52,291	1,408,716	340,039	300,546	403,845
	相続税・贈与税収	1,566	24,993	3,150	9,006	4,097
	割合	3.0%	1.8%	0.9%	3.0%	1.0%
1995年	総税収(国税)	54,963	859,526	193,384	218,975	365,142
	相続税・贈与税収	2,690	14,948	1,441	4,261	1,815
	割合	4.9%	1.7%	0.7%	1.9%	0.5%

(備考)ドイツの相続税、贈与税は州税のため、総税収は、Federal Government とStateの合計。

(出典)OECD「Revenue Statistics 2013」

イギリスの事業承継税制

Business Property Relief(BPR)

- ①沿革
 - －事業用資産に係る相続税の軽減措置として1976年創設(30%評価減)
 - －1992年に中小企業振興の観点から大幅に拡充。
- ②対象資産及び軽減割合
 - －非上場株式、出資持分については100%評価減。
 - －上場株式(50%以上の議決権を有している場合)、個人事業主が所有し、又は個人所有で出資を通じて事業に利用されている土地、建物、工場、機械については50%評価減。
- ③主な要件
 - －投資会社(投資事業)、不動産管理会社(不動産管理事業)、非収益組織で用いられる資産でないこと
 - －財産の移転の2年前から対象資産を保有していること
- ④その他
 - －BPR以外にも、イギリスには、生存中に贈与し、贈与後7年間贈与者が生存している場合には、当該贈与が相続税の対象となる遺産に加算されない制度(PET(Potentially Exempt Transfer))がある。

フランスの事業承継税制

①沿革

- －2000年予算法で、個人事業主の事業用資産、株式の相続税の軽減措置(50%評価減)を創設。(2003年のデュトレイユ法により租税一般法典化)
- －2005年の中小企業振興法で、50%評価減を75%評価減まで拡充。

②対象資産及び軽減割合

- －非上場株式、出資持分、個人事業主の事業用資産(B/S上の資産全部。ただし、別荘、ヨットなど贅沢な資産を除く。)について一律75%の評価減。

③主な要件

- (会社)・相続・贈与後3年以上継続して事業を営むこと
 - ・2年以上株式保持をすることを契約でコミットすること(非上場株式であれば議決権の34%以上保有)
 - ・株式保持契約満了後も4年間株式を保持すること
- (個人事業主)・相続・贈与後3年以上継続して事業を営むこと
 - ・贈与者が2年前から対象となる事業用資産を保有していたこと
 - ・受贈者が事業用資産を4年間保持することを宣誓すること

④その他

- －75%評価減の代わりに、5年間事業継続すること等を要件として、30万ユーロを課税価格から控除する制度を選択可能。

ドイツの事業承継税制

①沿革

- －1994年に事業用資産、農業用資産、株式について25%評価減の制度として創設。その後、22.5万ユーロ控除後、35%評価減に拡充
- －2009年から、現在の制度に改正

②対象資産及び軽減割合

- －直接保有25%以上の株式、個人事業主の事業用資産、農林業用資産(それぞれについて管理資産(③参照)に該当するものを除く)について85%の評価減。(残りの15%分についても45万ユーロまでは控除が認められる)

③主な要件

- －事業資産に占める管理資産※の割合が50%を超える場合、適用不可。

※管理資産: 第三者利用の不動産、直接保有25%以下の株式会社の株式、管理資産保有割合が50%を超える株式会社の株式、有価証券、芸術品・宝石。2013年にさらに改正されて、事業資産に占める現預金の割合が20%を超える場合、20%を超える部分は管理資産とされている。

－相続・贈与後5年間の事業継続

- －相続・贈与後5年間に於いて、相続又は贈与前5年間の支払給与の400%を下回らないこと(年平均80%を維持)。ただし、相続又は贈与の直前の給与支払額がゼロの場合、従業員20人以下の企業については、本要件は不適用。
- －相続・贈与後5年間に於いて、相続人、受贈者が事業を売却、閉鎖した場合には、評価減とされた85%から、当該事象が発生した期間に相当する割合を差し引いた部分が控除割合となる。

④その他

- －その他、100%評価減となる事業承継税制として、③の要件を厳しく(5年→7年、給与支払100%維持等)制度も存在。